

令和7年度第15回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和7年11月4日

担当部・課：教育委員会生涯学習課〔内線5051〕

博物館〔98-4831〕

**① 件名**

文化芸術振興基金の創設について

**② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）****【背景】**

博物館の役割は、資料の収集、保管、展示のほか、これら資料に関する調査研究を行うこととされており、石巻市博物館においては、毛利コレクションをはじめ、旧石巻文化センター資料など、石巻地域の人々の暮らしや文化、歴史を後世に受け継いでいくべき貴重な資料を所蔵しているが、膨大な点数となっており、その多くは調査整理の途中である。

このような状況を踏まえ、市内の篤志の方から、早期の資料調査を実施し、その結果を広く市民に公開してほしいということで、寄附の相談をいただいている。

また、本市が設立に当たって120,000千円を出捐していた公益財団法人石巻市芸術文化振興財団が令和7年4月1日をもって解散したが、現在、清算事務が進められており、その残余財産について、本市に寄附をいただくこととなっている。

本市の社会教育施設は、文化芸術をはじめとする生涯学習の活動拠点としての役割を有しているが、老朽化が進んできており、その対応も急務となっている。

**【目的】**

本市の文化芸術の振興に資するよう、市民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会や発表の場の提供等に活用するため基金を創設するもの。

**③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性****【根拠法令】**

地方自治法（昭和22年法律第67号）

**【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】**

第5章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち

第5節 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進

1 生涯学習環境を強化する

**④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和7年4月	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団解散
4月～	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団解散に伴う残余財産の取扱いに関する関係課等協議
6月	市内の篤志の方からの寄附の相談

**⑤ 主な内容**

- |         |  |
|---------|--|
| 1 設置目的  | 本市文化芸術の振興を図るため。  |
| 2 積立て   | 当該年度の予算で定める額の範囲内の額。  |
| 3 基金の管理 | 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。 |

4 運用益金	一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。
5 処分	基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、全部または一部を処分することができる。
6 繰替運用	財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

##### 【影響・効果】

文化芸術をはじめとする生涯学習の振興のための財源として活用することで、持続可能な地域社会づくりにつながる。

##### 【市財政への負担】

積立の資金については、市内の篤志の方及び公益財団法人石巻市芸術文化振興財団の解散に伴う残余財産の寄附金を財源とするため、財源の負担は生じない。

#### ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

- ・宮城県：宮城県文化振興基金  
(県民ロビーコンサート開催、文化芸術活動の顕彰、県民会館の文化事業等)
- ・仙台市：仙台市文化振興基金  
(文化施設の整備及び文化活動推進のための音楽文化・文化芸術の振興事業等)

#### ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

- |         |  |
|---------|--|
| 令和7年11月 | 令和7年石巻市教育委員会第11回定例会において報告                                |
| 12月     | 市議会第4回定例会に石巻市文化芸術振興基金条例の制定及び関係補正予算案を提案（施行予定年月日：令和8年1月1日） |
| 令和8年2月  | 市議会第1回定例会に関係補正及び当初予算案を提案                                 |

#### ⑨ その他